

## 海上交通安全法

### 1 案内情報

手続名：航路航行義務の免除の認定

手続根拠：海上交通安全法施行規則第3条

手続対象者：長さ50メートル以上の船舶であって海上交通安全法第4条の本文の規定による交通方法に従わないで航行することがやむを得ない者

提出期限：交通方法に従わないで航行する前

提出方法：当該行為に係る場所を管轄する海上保安部の長に申請して下さい。

手数料：なし

添付書類・部数：(詳しくは提出先にお問い合わせ下さい。)

申請書様式：適宜(提出先にお問い合わせ下さい。)

記載要領・記載例：提出先にお問い合わせ下さい。

### 2 窓口情報

提出先：当該用務が行われる海域を管轄する海上保安部の長に提出して下さい。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先の海上保安部

### 3 手続情報

審査基準：水深を連続して測定する作業、水底電線の敷設等の用務であって、航路又はその区間をこれに沿って航行しては当該用務の目的を全うできないようなものに従事している船舶であること。

標準処理期間：

不服申立方法：